

埼 P 安 第 2 号
令和 2 年 4 月 3 日

ご加入 P T A 会長各位

一般社団法人 埼玉県 PTA 安全互助会
理事長 仲野 雅巳

埼玉県 PTA 安全互助会保険制度における新型コロナウイルス対応の特例措置について

拝啓 陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当会からご案内している個別加入方式の団体傷害保険について、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別措置」により保険更新手続きに猶予期間が設けられたことが保険会社より通知されましたので、下記の通りご連絡します。P T A 会長様におかれましては、会員の皆様にお知らせください。

なお、休校措置等で保険のパンフレットが配布されていない学校では、至急配布いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象契約 証券番号：912012G813
2. 保険期間 令和 2 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間
3. 内容【令和元年度の個別加入契約者の方への特別措置について】
個別加入方式の団体傷害保険に昨年ご加入の被保険者の方が、4/1 以降に傷害事故や賠償事故にあわれた場合の特別措置です。
次の条件を満たす方は、保険更新手続きがされていなくても、昨年と同じプランへ加入していたものとみなして保険金をお支払いします。

① 新型コロナウイルス対策による休校措置等で、パンフレット等の配布が遅れた PTA に所属する昨年ご加入の被保険者であること。

② 猶予期間末の 5/29（金）までに加入手続きを行い、1 年間分の保険料をお支払いいただくこと。

※新規加入の方は、この特別措置の対象外となります。

※事故が生じていないケースでは、今後、通常の中途加入手続きを行っていただきます。

この場合、手続き日の翌日から保険開始となります。

※この文書は、当会のホームページにも掲載いたしますので、ご活用ください。

※この措置は、一括加入の自転車保険に関するものではございませんので、ご留意くださ

い。